

## 韓国情報発信誘客促進事業企画提案募集要領

韓国情報発信誘客促進事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

1 案件名 韓国情報発信誘客促進事業

#### 2 事業目的

韓国からの宮城県及び山形県への旅行需要については、東日本大震災から7年が経過しているものの、風評の影響が払拭し切れておらず、両県へ十分に取り込んでいるとは言えない状況である。

他方、韓国は、仙台空港の民営化を契機に「ソウルー仙台便」がデイリー運航されており、今後とも誘客の拡大が期待される市場であることから、宮城県と山形県の連携により韓国からの誘客を促進する取組を行うものである。

本事業は、韓国の旅行者が旅先を決める際、テレビから情報を得ることが多い傾向にあることから、韓国内において視聴率の高いテレビ番組を活用した商品販売プロモーションを実施するとともに、両県を周遊する旅行商品を造成し、韓国特有の旅行商品販売手法として定着しているテレビショッピングを活用して販売を促進するものである。

3 契約期間 契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

4 実施場所 宮城県及び山形県

#### 5 契約の相手方の選定

本事業は、宮城県及び山形県の連携事業であり、宮城県が幹事県として公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

#### 6 事業内容

##### (1) テレビ番組を活用した認知度向上プロモーション

① 韓国国内で放送されるテレビ番組にて、宮城県及び山形県の観光地をPRし、知名度の向上を図る。

② 番組の選定にあたっては、平均視聴率3%

以上の訴求力のある番組とし、特に韓国から宮城県及び山形県への旅行客層のメインとなる40代から60代に人気のある番組とすること。

③ 放送回数は2回以上を最低条件とすること。

##### (2) テレビショッピングを活用した旅行商品の造成・販売

① 韓国から宮城県及び山形県への送客増を図るため、アジアナ航空「ソウルー仙台便」を活用し、宮城県及び山形県を周遊する旅行商品又は各県をそれぞれ周遊する旅行商品など、両県の観光の魅力や強みを検証・分析のうえ、誘客効果の高い旅行商品を造成・販売すること。

② テレビショッピングの番組は、時間帯や視聴率など考慮し、旅行商品の販売効果の高い番組により誘客を促進すること。

(3) 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え、韓国からの外国人観光客の誘致拡大に向けて効果的な独自の提案を行うこと。

《事業の補足説明》

- 1 事業の実施時期については、両県への誘客効果を最大限考慮したスケジュールとすること。
- 2 事業の内容については、テレビへの露出や旅行商品の行程等、両県に均衡の取れた内容となるように十分に配慮すること。
- 3 事業の実施に当たっては、以下の指標及び実施効果を踏まえた内容とすること。
  - (1) テレビを活用した認知度向上プロモーション
    - ① アウトプット  
テレビ番組2回放送以上
    - ② アウトカム  
イ 放送1回あたりの視聴率 3%以上  
ロ 情報接触者数 200万人以上
  - (2) テレビショッピングを活用した旅行商品販売
    - ① アウトプット  
有力訪日旅行社とタイアップしたテレビショッピングを、2回以上実施することとし、(1)の放送直後のタイミングで実施すること
    - ② アウトカム  
放送1回につき1,250人泊以上(宮城県、山形県に各625人泊以上)、2回の合計で2,500人泊以上(宮城県、山形県に各1,250人泊以上)
- 4 その他
  - (1) テレビ番組やテレビショッピング番組の撮影許可など必要な手続きは受託者が行うこと。
  - (2) 本事業を円滑に遂行するため、宮城県及び山形県への説明・連絡調整を密に行うこと。
  - (3) 事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、宮城県及び山形県へ提出するものとする。

## 第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
  - (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
  - (4) 当該事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
  - (5) 宮城県税及び山形県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - (6) 当該事業の実施に必要な資格等を有していること。

- 2 上記1（1）から（5）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は共同提案する事業者のうち1事業者以上が上記1（6）を満たさなければならない。

また、宮城県及び山形県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県及び山形県との関係においては再委託に該当）により事業を行うこと。その場合においては、本事業全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 第3 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	平成30年6月 4日（月）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	平成30年6月11日（月）
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	平成30年6月15日（金）
4 企画提案への参加申込期限	平成30年6月22日（金）
5 企画提案書の提出期限	平成30年7月 3日（火）
6 企画提案書の選考	平成30年7月 6日（金）
7 企画提案書の選考結果の通知	平成30年7月中旬
8 契約締結及び事業開始	平成30年7月中旬

### 第4 応募手続

#### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付

（1）受付期限 平成30年6月11日（月）午後3時まで（必着）

（2）提出方法

- ① 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

[asia-s2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:asia-s2@pref.miyagi.lg.jp)（宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班）

- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、平成30年6月15日（金）までに宮城県アジアプロモーション課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合当課のホームページにその旨掲載する。

#### 2 企画提案への参加申込

（1）提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 宣誓書（様式第3号） 1部
- ③ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

ロ 過去2年以内に国、又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

と。

- (2) 提出期限 平成30年6月22日(金)午後3時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班  
(宮城県庁行政庁舎14階)  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

### 3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可) 10部
- (2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限 平成30年7月3日(火)午後3時まで(必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班  
(宮城県庁行政庁舎14階)  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

## 第5 業務委託候補者の選考

### 1 業務委託候補者の選考方法

宮城県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、総得点の6割以上の提案者の中から優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

### 2 企画提案書の選考

- (1) 実施日 平成30年7月6日(金) ※実施時間は別途定める。
- (2) 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎9階  
宮城県庁行政庁舎第一会議室
- (3) 実施方法
  - ① 出席者は1提案につき2名以内とする。
  - ② 1応募者あたりの持ち時間は、15分以内(説明10分、質疑応答5分)とし、宮城県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
  - ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
  - ④ プロジェクト等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。  
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選考結果の通知  
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

## 第6 評価基準・配点

- 1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。
  - (1) 業務実施の方向性及び全体計画(配点10点)

業務の方向性、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か（10点）

(2) 業務別の内容（配点80点）

- ① 両県の魅力をPRするテレビ番組は、認知度の向上につながり旅先として訴求する内容となっているか（25点）
- ② 造成・販売する旅行商品は、両県の魅力及び強みを活かし、訴求力が高く、実現性を考慮した行程となっているか（25点）
- ③ テレビショッピングは販売効果の高い内容となっているか（20点）
- ④ 韓国からの外国人観光客の誘客拡大に向けて効果的な独自の提案がなされているか（10点）

(3) 業務の実施体制（配点10点）

業務を遂行するため十分な実施体制となっているか（10点）

## 第7 事業費（委託上限額）

本事業の提案に係る事業費の総額は30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。なお、契約については、宮城県及び山形県と個別に締結し、経費の負担については、宮城県及び山形県、各15,000,000円を上限とする。

## 第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
  - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
  - (2) 本募集要領等に従っていない場合
  - (3) 選考に参加しなかった場合
  - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
  - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案書等の提出を取り下げの場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
  - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
  - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

## 第9 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
  - (1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は宮城県及び山形県に帰属するものとし、また、宮城県及び山形県は本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び山形県個人情報保護条例（平成12年山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消は認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 本事業により得られた成果は、宮城県及び山形県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本事業の実施に関して、事業委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、宮城県及び山形県と事業委託候補者で協議の上、決定する。

また、事業委託の後、具体的な事業内容や進め方等については、逐次宮城県及び山形県と協議することとする。

## 企画提案書の構成等について

## 1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

## (1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属，職，氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号，電子メールアドレス）」を記載すること。

## (2) 目次

## (3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた事業実施の方向性

## (4) 事業の全体計画

- ① 事業全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ② 事業実施のスケジュール

## (5) 事業内容別の説明

- ① 韓国国内に放映される両県の観光をPRするテレビ番組の内容について提案すること
- ② 造成販売する旅行商品は，宮城県及び山形県の観光の魅力や強みを検証・分析のうえ，両県を周遊する旅行商品又は各県をそれぞれ周遊する旅行商品とし，訴求力の高い魅力的な旅行の行程を複数提案すること
- ③ 販売を促進するテレビショッピングの番組について提案すること
- ④ 韓国からの外国人観光客の誘客拡大に向けて効果的な独自の提案をすること

## (6) 事業の実施体制

- ① 事務局の人数と役割など，事業の実施体制を記載すること。
- ② 本事業と同等の事業について，直近5カ年の実績を記載すること。

## (7) 概算見積書

概算見積書は，事業内容別に区分し，さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

なお，金額の記載については，宮城県及び山形県の連携事業となることから事業費の総額の金額を記載するとともに，1県あたりの金額を合わせて記載すること。

## 2 企画提案書の仕様

## (1) 提案数 1者につき1案

## (2) ページ数等

A4版片面印刷，表紙と目次を除き，15ページ以内，カラー印刷も可

## (3) 提出部数 10部